

第288回 横浜市放置自動車及び沈船等廃物判定委員会会議録	
日 時	令和6年7月18日(木曜日) 午後2時から午後3時まで
開催場所	横浜市役所 18階会議室 さくら14
出席委員	藤倉委員長、河村委員、齋藤委員、松山委員、三井委員
欠席委員	平川委員、高杉委員
開催形態	公開(傍聴者0人)
議 案	1 「第287回横浜市放置自動車及び沈船等廃物判定委員会会議録(案)」の確認について 2 放置自動車及び沈船等の廃物判定について
決定事項	1 「第287回横浜市放置自動車及び沈船等廃物判定委員会会議録(案)」を確認した。 2 放置自動車4件、沈船等7件を廃物とした。
議 事	<p>1 「第287回横浜市放置自動車及び沈船等廃物判定委員会会議録(案)」の確認について 議案に基づき、事務局が作成した第287回会議録(案)について、委員長が各委員に確認を求め、各委員からの確認を得た。</p> <p>2 放置自動車及び沈船等の廃物判定について 議案に基づき、放置自動車4件、沈船等7件について事務局が説明を行い、委員長が各委員からの質問を求めた。</p> <p><b>【 放置自動車 】</b></p> <p>(整理番号15267)</p> <p><b>藤倉委員長</b> ナンバープレートがないとのことですが、バイクのプレートは簡単にはずせるのですか。</p> <p><b>事務局</b> 工具があれば、車よりは簡単にはずせます。</p> <p><b>松山委員</b> 令和6年1月に放置バイクとして通報があったとのことですが、それ以前から放置されていたか分かりますか。</p> <p><b>事務局</b> 土木事務所の職員が公園内の点検をしている際に発見したのが令和6年1月です。それ以前からあったかもしれません。</p> <p><b>齋藤委員</b> 車台番号から所有者調査をしたが、不明だったということですか。</p> <p><b>事務局</b> 運輸局に確認しましたが、「該当なし」との回答でした。</p> <p><b>藤倉委員長</b> 整理番号 15267につきましては、廃物と判定することにご異議ございませんか。</p> <p><b>各委員</b> (異議なし)</p> <p><b>藤倉委員長</b> 整理番号 15267を廃物と判定することと決定いたしました。</p> <p>(整理番号15268)</p> <p><b>三井委員</b> 大通りに放置されていたようですが、いつ頃現地から移動したのですか。</p> <p><b>事務局</b> 令和元年10月に通報があり、当初は所有者が移動させると言っていたのですが、一向に状況が変わらないため、令和2年7月に移動しました。</p> <p><b>松山委員</b> これまで所有者と連絡は取れていたのですか。</p> <p><b>事務局</b> 以前は、警告書を送った際に保管期間経過で返送されていたのですが、最近になってあてどころなしで返送されるようになり、連絡が取れなくなりました。</p> <p><b>齋藤委員</b> 引っ越していれば住民票が変わるので分かると思うのですが、そのあたりはどうですか。</p> <p><b>事務局</b> 常に最新の住民票を入手し、警告書を発送しています。今回の件も、あてどころなしで返送された後に再度住民票を取得しましたが、住民票上の動きはありませんでした。</p> <p><b>松山委員</b> 所有者の家族構成は分かりますか。</p> <p><b>事務局</b> 分かりかねます。</p> <p><b>藤倉委員長</b> 整理番号 15268につきましては、廃物と判定することにご異議ございませんか。</p> <p><b>各委員</b> (異議なし)</p> <p><b>藤倉委員長</b> 整理番号 15268を廃物と判定することと決定いたしました。</p> <p>(整理番号15269)</p> <p><b>藤倉委員長</b> 判定基準3にも該当しそうですが、いかがですか。</p> <p><b>事務局</b> 一部、判定基準3に該当する項目があるのですが、判定基準3は複数項目に該当することが条件になっているため、今回は判定基準5で諮問させていただきました。</p> <p><b>藤倉委員長</b> 車台番号があると、いつ頃製造された車両か分かりますか。</p> <p><b>事務局</b> 基本的に分かる場合が多いです。ただし、製造時期と所有の開始時期は異なる場合があります。</p> <p><b>藤倉委員長</b> 整理番号 15269につきましては、廃物と判定することにご異議ございませんか。</p> <p><b>各委員</b> (異議なし)</p>

**藤倉委員長** 整理番号 15269を廃物と判定することと決定いたしました。

(整理番号15270)

**河村委員** 荷台にいろいろな荷物が積んでありますが、そこから所有者の特定はできますか。  
**事務局** そこまでの調査は行っていません。

**齋藤委員** 今回、廃物と判定し、公告、廃物認定された後、車台番号を調べるといいますか。

**事務局** はい。本車両は運転席付近に車台番号があると思われるため、ドアを開ける必要があります。そのため、廃物認定された後、その作業を行います。また、車台番号判明後、運輸局に所有者照会を行い、所有者が判明すれば撤去を促します。判明しない場合はこちらで処分します。

**三井委員** 車内に車検証などが残っている可能性もありますね。

**事務局** はい。廃物認定後はドアを開けて確認できるので、そのあたりも確認する予定です。

**藤倉委員長** 会社が車を所有している場合もあるかと思いますが、誰に対して撤去を求めていますか。

**事務局** 基本的には、所有者名義人に対して、撤去を促しています。

**松山委員** 廃物認定後、車台番号の確認や所有者へアプローチすることを考えると、もうしばらくこの場所に置いたままになるということですか。

**事務局** そのとおりです。

**藤倉委員長** 通報時と比べ、荷台のごみの量は増えていますか。もし撤去までに時間がかかるようなら、荷台部分にブルーシートをかけるなど、何か対策はできますか。

**事務局** ごみは少し増えた印象があります。対応については、今後、所管の土木事務所と相談します。

**藤倉委員長** 整理番号 15270につきましては、廃物と判定することにご異議ございませんか。  
**各委員** (異議なし)

**藤倉委員長** 整理番号 15270を廃物と判定することと決定いたしました。

#### 【 沈船等 】

(整理番号船569)

**藤倉委員長** 今回、通報発見年月日と調査年月日が同一ですが、誰が発見したのですか。

**事務局** 今回の船舶は、漁港管理者である農政推進課が定期的なパトロールを行った際に発見しました。

**藤倉委員長** 整理番号 船569につきましては、廃物と判定することにご異議ございませんか。  
**各委員** (異議なし)

**藤倉委員長** 整理番号 船569を廃物と判定することと決定いたしました。

(整理番号船570)

**齋藤委員** 船体の前方にある傷のようなものは船舶番号や船名ですか。

**事務局** 船舶番号は別の場所にあります。傷のようなものが、かすれた文字か傷なのか判断ができません。

**藤倉委員長** 船舶番号が「有」となっていますが、登録番号があっても所有者にたどり着かない場合があるのですか。

**事務局** はい。当該船舶番号でJCI（日本小型船舶登録機構）へ照会したところ、「所有者不明」との回答を得ております。

**藤倉委員長** 整理番号 船570につきましては、廃物と判定することにご異議ございませんか。  
**各委員** (異議なし)

**藤倉委員長** 整理番号 船570を廃物と判定することと決定いたしました。

(整理番号船571)

質疑なし

**藤倉委員長** 整理番号 船571につきましては、廃物と判定することにご異議ございませんか。  
**各委員** (異議なし)

**藤倉委員長** 整理番号 船571を廃物と判定することと決定いたしました。

(整理番号船572)

質疑なし

**藤倉委員長** 整理番号 船572につきましては、廃物と判定することにご異議ございませんか。  
**各委員** (異議なし)

**藤倉委員長** 整理番号 船572を廃物と判定することと決定いたしました。

(整理番号船573)

	<p>質疑なし</p> <p><b>藤倉委員長</b> 整理番号 船573につきましては、廃物と判定することにご異議ございませんか。</p> <p><b>各委員</b> (異議なし)</p> <p><b>藤倉委員長</b> 整理番号 船573を廃物と判定することと決定いたしました。</p> <p>(整理番号船574)</p> <p><b>三井委員</b> 整理番号船571から574について、漁業関係者が使わない船をまとめて置いている可能性はありますか。</p> <p><b>事務局</b> 貼り紙をしてから何の連絡もないことから、その可能性は低く、廃棄された船だと考えています。</p> <p><b>藤倉委員長</b> 貼り紙の掲示期間はどのくらいですか。</p> <p><b>事務局</b> 令和6年5月16日に貼り紙をしました。その後連絡はありません。</p> <p><b>藤倉委員長</b> 整理番号 船574につきましては、廃物と判定することにご異議ございませんか。</p> <p><b>各委員</b> (異議なし)</p> <p><b>藤倉委員長</b> 整理番号 船574を廃物と判定することと決定いたしました。</p> <p>(整理番号船575)</p> <p><b>齋藤委員</b> 現状、「水没していない」とのことですが、完全に陸地にあるのですか。</p> <p><b>事務局</b> 陸地にあります。</p> <p><b>松山委員</b> 隣の小屋を所有する方が管理しているのではないですか。</p> <p><b>事務局</b> 貼り紙をしてから何の連絡もなく、貼り紙もそのままであることから、廃棄された船だと考えています。</p> <p><b>藤倉委員長</b> 整理番号 船575につきましては、廃物と判定することにご異議ございませんか。</p> <p><b>各委員</b> (異議なし)</p> <p><b>藤倉委員長</b> 整理番号 船575を廃物と判定することと決定いたしました。</p>
<p>資料 特記事項</p>	<p>1 資料</p> <p>(1) 「第287回横浜市放置自動車及び沈船等廃物判定委員会会議録(案)」</p> <p>(2) 放置自動車及び沈船等関連資料 廃物判定委員会諮問一覧表</p> <p>2 連絡事項</p> <p>今回は、令和6年9月19日(木曜日)午後2時から、横浜市役所18階会議室 さくら14にて開催する予定である旨が伝えられた。</p>